

道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車	
最高速度	15km/h 以下	左記の条件を1つでも満たさないもの	
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全長		4.7m 以下
	全幅		1.7m 以下
	全高	2.0m 以下 (注1)	
運転免許	小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許	

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国交省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度	35km/h 未満	35km/h 以上
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全長	制限なし (注2)
	全幅	
	全高	
車検	不要	必要
農作業機の装着による手続き	不要	必要 (注3)
該当する農作業機の例	ロータリ、ハロー、ブロードキャスト、ライムソー等	
自賠責保険	不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート	市町村役場で交付 (注4)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)	軽自動車税	固定資産税

注2: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注3: 農作業機を装着した際に保安基準の緩和が必要な場合は、車検証の記載変更手続きが必要です。

注4: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

道路運送車両法(国交省)上の農耕作業用トレーラ(被けん引自動車)の区分

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
該当するトレーラの例	トレーラ、ロールベア、マニユアスプレッド けん引式ブームスプレーヤ、バキュームカー等	
けん引時の最高速度	35km/h 未満 (注5)	35km/h 以上
車体の大きさ (トレーラのみ)	全長	制限なし (注6)
	全幅	
	全高	
車検	不要	必要
自賠責保険	不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート	市町村役場で交付 (注7)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)	軽自動車税	固定資産税
けん引免許 (道路交通法: 警察庁)	車両総重量が750kgを超える場合は必要	

注5: けん引する農耕トラクタ(大型特殊自動車)が、保安基準の緩和を受けて運行速度15km/h以下で走行する場合も含まれます。

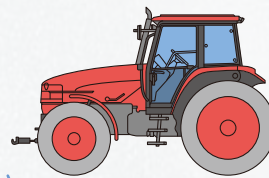
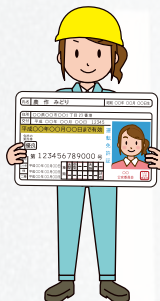
注6: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注7: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

トレーラをけん引した農耕トラクタが「公道走行」に必要な運転免許

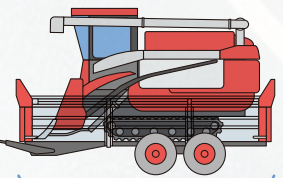
Q 農耕トラクタでトレーラをけん引する場合、どのような運転免許が必要ですか？

A 道路交通法上の大型特殊自動車に該当する農耕トラクタには「大型特殊免許」が必要です。さらに、車両総重量が750kgを超えるトレーラをけん引する場合は、「大型特殊免許」の他に、「けん引免許」も必要です。



小型特殊自動車の規格以外の農耕トラクタ

大型特殊免許



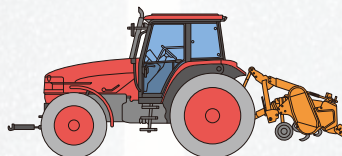
車両総重量750kgを超えるトレーラ

けん引免許

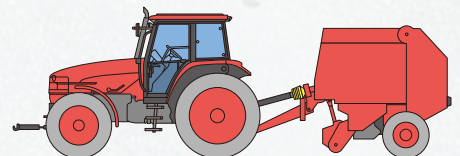
「公道走行」ができる作業機のタイプ (条件を満たした場合に限る)

Q 作業機をけん引する場合も公道走行ができますか？

A 条件を満たした場合は、直装タイプもけん引タイプも公道走行ができます。



直装タイプ



けん引タイプ

条件を満たせば公道走行ができます